

情報提供企業の募集

防衛装備庁は、汎用小型UGV（攻撃型、偵察型、分隊支援型）に関して、その取得方法を検討するに当たり、以下のとおり情報提供する意思のある企業を募集しますので、ご協力をお願いします。

1 募集の目的

本募集は、構想段階における代替案分析を実施するに当たり、汎用小型UGV（攻撃型、偵察型、分隊支援型）の取得方法について広く情報提供を募るために実施する情報提供依頼（RFI）に先立ち、情報を提供する意思のある企業を募集するものです。

2 用語の定義

UGV：Unmanned Ground Vehicle の略で、無人地上車両のことをいう。

汎用小型UGV：普通科部隊及び機甲科部隊等に装備し、有人部隊及び他無人機等と連携し、敵の脅威度の高い水際部等において、人的被害を局限しつつ、対着上陸戦闘を継続的に実施するために使用するUGVの総称で、汎用小型UGV（攻撃型）、汎用小型UGV（偵察型）及び汎用小型UGV（分隊支援型）に区分される。

汎用小型UGV（攻撃型）：普通科部隊等に装備し、敵の脅威度の高い地域において、継続的な直射火力の発揮により効率的に敵車両、歩兵等を撃破するとともに、間隙等に配置して、敵の侵攻を阻止するために使用する汎用小型UGVのことをいう。

汎用小型UGV（偵察型）：偵察部隊等に装備し、敵の脅威下、安全かつ効率的に長期間にわたり広域の警戒監視を行うとともに、戦況の推移に応じて機動しつつ、敵部隊（人員）、車両、船舶等に係る情報を収集するために使用する汎用小型UGVのことをいう。

汎用小型UGV（分隊支援型）：普通科部隊、施設科部隊等に装備し、敵の脅威下、第一線地域の部隊及び補給地点に対し、所要の補給品等を安全かつ効率的に補給するとともに、部隊の作戦に必要な補給品等を積載して、第一線の部隊に随伴し部隊の行動を直接的に支援するために使用する汎用小型UGVのことをいう。

3 情報提供企業の要件

- (1) 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第4608号。19. 4. 27）に定める取扱い上の注意を要する文書等の開示について防衛省が適当であると認める企業
- (2) 下表のア～ウのいずれかを満足する日本国法人である企業

ア	UGVに関連する研究、開発、製造等の実績を有する企業
イ	UGVの開発、製造等に関連する知識及び技術を有する企業
ウ	日本国内においてUGVの輸入・販売に関する権利を保有する企業又は権利を獲得できる企業

4 情報提供に係る意思の確認

- (1) 情報提供する意思のある企業は、令和7年6月20日（金）17：00までに、参加を希望する旨を、下記7の担当窓口に電子メールにてご連絡ください。
- (2) 担当窓口から、上記メールを受理した旨の連絡があった後、令和7年6月23日（月）17：00までに、「情報提供意思表明書」（別紙）に上記3の要件を満足することが確認できる書類（様式任意）を添付の上、担当窓口の電子メールにてご提出ください。

5 今後の進め方

- (1) 「情報提供意思表明書」（添付書類含む。）のご提出後、上記3の要件を満足することを確認した旨を担当窓口から連絡いたします。その後、別途提示する「情報提供依頼書等の保全に関する誓約書」をご提出して頂きます。
- (2) 「情報提供依頼書等の保全に関する誓約書」をご提出頂いた場合に限り、「汎用小型UGV（攻撃型、偵察型、分隊支援型）の取得方法に関する情報提供依頼（RFI）」を交付いたします。

6 その他

- (1) 本募集の実施が将来における何らかの事業の実施を約束するものではありません。
- (2) 本募集への協力の有無や内容は、将来における何らかの取得事業に係る企業選定に影響を与えるものではありません。
- (3) 本募集に関して使用する言語は日本語とします。
- (4) 本募集に関して貴社が提出された情報提供書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）による開示請求があった場合、防衛装備庁が開示することを制限した内容を除き、開示することを前提とします。
ただし、貴社が防衛省以外に開示制限を希望する情報については、具体的内容及び理由を明記（様式随意）することにより、貴社の許可なく開示することはありません。
- (5) 本募集に関して要する費用は、貴社の負担とします。
- (6) 留意事項として、別紙及び「情報提供依頼書等の保全に関する誓約書」をご提出する際は、貴社がご提出したものが真正であることを確認できる措置を講じてください。
- (7) 汎用小型UGV（攻撃型、偵察型、分隊支援型）の開発構想に関して情報提供する意思のある企業を募集し、これと適切な意見交換をすることにより、技術的方策を検討することを目的とする情報提供依頼（RFI）については、別途、情報提供企業の募集を行っております。

7 担当窓口

防衛装備庁 プロジェクト管理部 装備技術官（陸上担当）付
住所：〒162-8870 東京都新宿区市谷本村町5-1

場所：防衛省D棟9階 装備技術官（陸上担当）室

電話番号：03-3268-3111（内線）26104

メールアドレス：sougikan.riku.kyouyu@ext.atla.mod.go.jp

（メール送付の際、件名冒頭に【汎用小型UGV】と付記してください。）

防衛装備庁 プロジェクト管理部 装備技術官（陸上担当） 殿

情報提供意思表示書

企 業 名
所 在 地
代表者氏名

汎用小型UGV（攻撃型、偵察型、分隊支援型）の取得方法について、情報提供の意思を表明します。

- 1 企業名
- 2 所在地
- 3 担当者氏名
- 4 所属部署
- 5 電話番号
- 6 F A X
- 7 電子メールアドレス